

特許訴訟データから見るインド知財戦略 に関する調査・研究

国際第4委員会
第1小委員会*

抄 録 インド市場に進出する企業にとってインド知財戦略をどのように構築するかは重要なテーマである。知財戦略の一環としてインドに特許出願を行う場合においても、インドでの特許訴訟が戦略的に有用であるかどうかは、知財担当者にとって関心が高いと思われる。また、インドでは、一部の高等裁判所が知財訴訟の第一審管轄権を有しており、日本貿易振興機構（JETRO）によれば、デリー高等裁判所とムンバイ高等裁判所への提訴割合が高いとの調査報告もある。本稿では、インド特許訴訟の実態を把握するために、デリー高等裁判所とムンバイ高等裁判所の事件データベースから、近年の特許訴訟の事件データを調査し、他の情報（特許情報、Web情報）と合わせて分析を行った。そして、インドにおける特許訴訟の有用性について考察を行い、日本企業が参考とすべきインド知財戦略について提言を試みるものである。

目 次

1. はじめに
2. インド特許訴訟の概要
3. JETRO「知的財産・審判報告書」について
4. デリー高裁、ムンバイ高裁の事件データベースの紹介
5. インド特許訴訟の事件データベース調査
 - 5.1 調査内容
 - 5.2 調査結果
 - 5.3 調査結果の考察
6. おわりに

1. はじめに

2014年に誕生したモディ政権の経済重視政策（Make in India）の下、インドは年率平均7%台で経済成長を続けている。世界第2位の人口と巨大な中間所得層を有する市場をかかえ、日本企業の進出も増加している（2015年10月現在：1,229社¹⁾）。また、通常出願・パリルート・PCTルートを含めて日本からインドに毎年5,000

件を超える特許出願（2013年度：5,566件、2014年度：5,425件）がなされている²⁾。インド市場に進出する企業にとって、インド知財戦略をどのように構築するかは重要なテーマであるが、中でも知財担当者にとって関心が高いと思われるのは、インドでの権利行使性の問題（とりわけ、インドでの特許訴訟が戦略的に有用であるかどうか）である。

そこで本稿では、インド特許訴訟の実態を把握するため、デリー高等裁判所（以下、デリー高裁という。）及びムンバイ高等裁判所（以下、ムンバイ高裁という。）の事件データベースから、近年の特許訴訟の事件データを調査し、他の情報（特許情報、Web情報）と合わせて分析を行った。そして最後に、インドにおける特許訴訟の有用性について考察を行い、日本企業が参考とすべきインド知財戦略について提言を試

* 2016年度 The First Subcommittee, The Fourth International Affairs Committee

みるものである。

2. インド特許訴訟の概要

(1) インドの司法制度

インドの司法制度は、一元的階層的な構造を採用している。インドにおける最も高位の裁判所である最高裁判所 (Supreme Court) があり、それに続き高等裁判所 (High Court) が各州に設置され、各州の高等裁判所の下に地方裁判所 (District Court) を含む下級裁判所が設置されている (図1)^{3)~5)}。

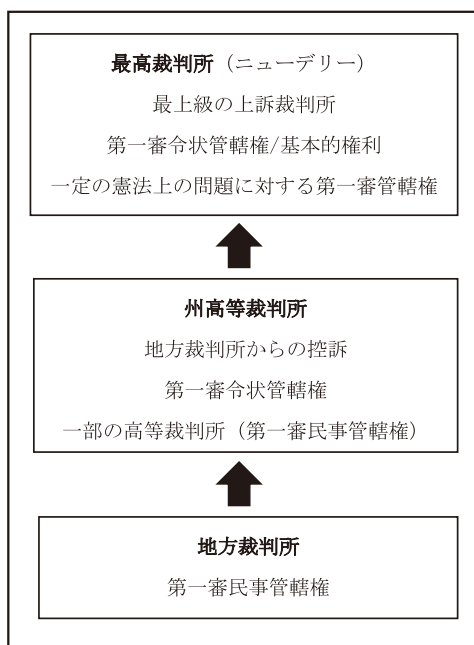


図1 インドの司法制度

(2) 審級制度

日本の審級制度は、一般的に地方裁判所→高等裁判所→最高裁判所の三審制であるのに対して、インドの場合は、第一審を地方裁判所に提起することもできるが、一部の高等裁判所は第一審民事管轄権を有している。このため、一定の訴額を超え、土地管轄を満たしていれば、第一審から高等裁判所の審理を受けることができる。すなわち、知財訴訟についても、高等裁判所に第一審として提訴可能である。また、イン

ドの高等裁判所では、第一審は「Single Bench」と呼ばれ、単独の裁判官によって行われる。第二審は「Division Bench」と呼ばれ、2人の裁判官による合議で行われる。Single Benchの判断に不服の場合には、同じ高等裁判所内のDivision Benchで控訴審が争われ、これは「Intra-Court Appeal」と呼ばれている⁶⁾。

(3) インドにおける訴訟手続き

訴訟提起から判決までの流れは、訴訟提起→訴状の送達・当事者の呼び出し→答弁書の提出→第1回期日→第2回以降の期日→判決の手順で進められる⁴⁾。

インド民事訴訟の仮処分には、差止命令、アントン・ピラー命令 (証拠や資料を差し押さえるため、証拠保全に際し被告が証拠隠滅などをするおそれがある場合、裁判所の判断によって担当官を任命して事前通知なしに被告の敷地内で調査することを許可する)、ジョン・ドウ命令 (被告が特定できない場合に被告を匿名で提訴し、被告を順次追加できる)、一方的差止命令 (一定の条件を満たせば、被告の反論を聞かずに原告の主張のみを聞いて迅速に仮差止を命じる) があり、仮処分までの決定が早い特徴がある^{6), 7)}。

現地法律事務所の情報では、インドの特許訴訟の結審までの平均費用は、300,000 USD~500,000 USD程度で、初期段階の仮処分までは、100,000 USD~300,000 USDの範囲内である³⁾。

3. JETRO「知的財産・審判報告書」について

日本貿易振興機構 (以下、JETROという。) から、インドの知財訴訟と審判について統計データが公表されている (インド知財訴訟・審判報告書第1~7号^{8)~14)} 及びインド知財訴訟統計報告書2014年度版¹⁵⁾・2015年度版¹⁶⁾ : 以下総称して「JETRO報告書」という。なお、デ

リー高裁及びムンバイ高裁の事件番号から知財訴訟であるか否かを判断することはできないため、この統計データは、JETROから委託された現地法律事務所により、事件1件ずつについて目視により知財訴訟であるか否かを判断し、知財訴訟のみを抽出した結果に基づいている。

最新の2015年度版を見ると、2015年に新たに受理された知財関連訴訟（第一審）新受事件827件（関係法不明の事件を除く）中、商標権（553件）と著作権（242件）で約96%であり、特許権（19件）は約2%、意匠権（11件）は約1%にとどまっている。また、デリー高裁への提訴が約73%であり、ムンバイ高裁への提訴（約27%）よりかなり多く、特に外国人により提訴された新受事件はほぼ全てがデリー高裁に提訴されている。

2015年に提訴された事件のうち、デリー高裁は約60%に、ムンバイ高裁は約31%に一方的差止命令を出しており、デリー高裁とムンバイ高裁のいずれも、一方的差止命令を頻繁に出していることが分かる。

4. デリー高裁、ムンバイ高裁の事件データベースの紹介

デリー高裁、ムンバイ高裁の事件データベース（以下、事件DBという。）での、事件検索方法の一例について記載する。

事件番号は、「Case Type」、「Number」、「Year」から構成される。例えば、デリー高裁では、「CS (OS) 2434/2015」のように表され、ムンバイ高裁では、「SL/145/2015」のように表される。なお、事件番号の記号について、デリー高裁のCS、ムンバイ高裁のSLは民事訴訟を指す。

図2のデリー高裁ホームページ¹⁷⁾の画面左側のメニューリストで「Case History」（事件履歴）→「Case Wise」（事件別）をクリックすると、番号入力画面が表示される（図3）。

図3の画面において、「Case Type」、「Number」、

「Year」及び画面表示される「Validation Code」（認証コード）を入力してSubmitボタンをクリックする。すると、Case Historyが時系列で表示され、日付をクリックすると事件の詳細が確認可能である。また、図2の画面において、「Party Name」（原告・被告名）や「Advocate Name」（訴訟代理人名）でも検索可能である。



図2 デリー高裁ホームページ



図3 デリー高裁の番号入力画面

図4のムンバイ高裁ホームページ¹⁸⁾の画面左側のメニューリストで「Case Status」（事件ステータス）→「Case Number Wise」（事件番

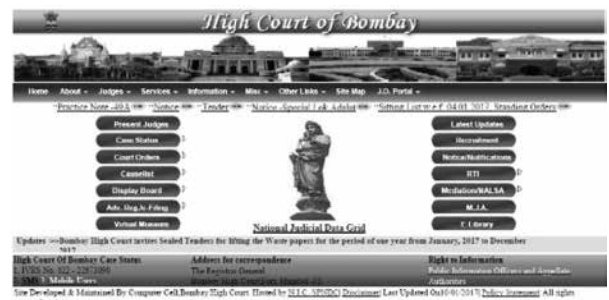


図4 ムンバイ高裁ホームページ

号別) をクリックすると、番号入力画面が表示される(図5)。

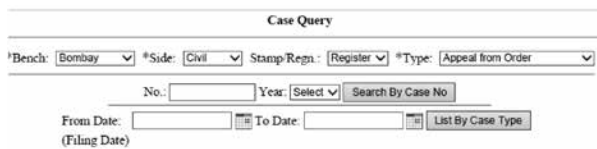


図5 ムンバイ高裁の番号入力画面

図5の画面において、Benchは「Bombay」、Sideは「Original」、Stamp/Regn.は「Stamp」、Typeは「SUITS」を選択し、事件番号(「Number」、 「Year」)を入力して「Search By Case No」(事件番号による検索)をクリックする。Case Details(事件詳細)が表示されるので、「Listing Dates/Orders」(リスト日付/命令)をクリックすると事件の時系列情報が確認可能である。また、図4の画面において、「Advocate Name Wise」(訴訟代理人名別)や「Party Wise」(原告・被告別)でも検索可能である。

5. インド特許訴訟の事件データベース調査

5.1 調査内容

デリー高裁、ムンバイ高裁の事件DBから特許訴訟を調査した。事件DBには簡易なテキスト検索機能が備わっているが、事件の種類(知財訴訟など)を絞り込む機能はない。そこで、特許訴訟を抽出するにあたっては、上述の「JETRO報告書」の巻末の事件番号リストを用いた。事件番号リストから、特許訴訟の事件番号を抽出し、事件DBで当該事件番号の訴訟対象特許(インド特許番号)、原告・被告の名称、原告・被告の訴訟代理人名などを調査した。なお、事件DB内の情報は必ずしも充実しているとはいえず¹⁹⁾、特許番号が不明なものもあった。

また、訴訟対象特許の優先権主張国や原告・被告のインド国内での出願件数等の調査は、インド特許庁のInPASS²⁰⁾を用い、訴訟対象特許の外国ファミリー(出願国)の調査は、欧州特許庁のEspacenet²¹⁾を用いた。原告・被告の訴訟代理人の事務所名や原告・被告の企業情報などはWeb情報から調査した。

5.2 調査結果

(1) 特許訴訟の全体件数

「JETRO報告書」に掲載されている事件番号リストから抽出した特許訴訟は、2013年3月～2015年12月に行われた事件で重複を除き76件であった。以下の調査結果は、76件中、各調査項目のデータがある事件について調査を行ったものである。

(2) デリー高裁・ムンバイ高裁提訴比率

調査対象とした76件中、91%(69件)がデリー高裁への提訴、9%(7件)がムンバイ高裁への提訴であり、圧倒的にデリー高裁への提訴が多い(図6)。

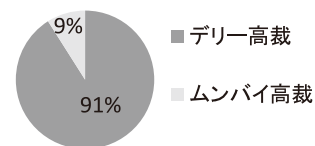


図6 デリー高裁・ムンバイ高裁提訴比率

(3) 技術分野別訴訟件数

技術分野別訴訟件数を図7に示す。

技術分野別訴訟件数としては、製薬分野が最も多く、次に通信分野が続く。

(4) 原告・被告の国籍

調査対象の76件中、原告国籍がインド以外である事件は78%(59件)、原告国籍がインドである事件は22%(17件)であった(図8)。

原告国籍としては、米国、インド、スイス、ドイツ、スウェーデンの順に多い（図9）。

一方、被告国籍がインドである事件は96%（73件）、インド以外である事件は4%（3件）であった（図10、図11）。

つまり、インドにおける特許訴訟のほとんどは、欧米企業が現地企業を訴えた事件である。

(5) 優先権主張国（発明創出国）

訴訟対象特許の発明がインド国内で生まれたものか、インド以外の国で生まれたものかを推測するために、特許番号がわかる42件について優先権主張国を調査した。そのうち上位3か国を表1に示す。優先権主張国は米国が最も多く、米国で生まれた発明が多いと考えられる。続い

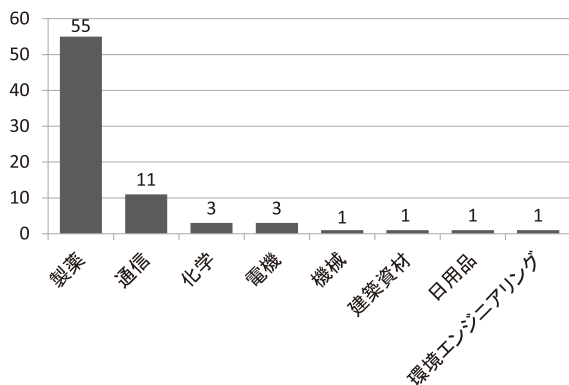


図7 技術分野別訴訟件数

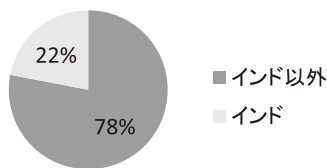


図8 原告の国籍比率

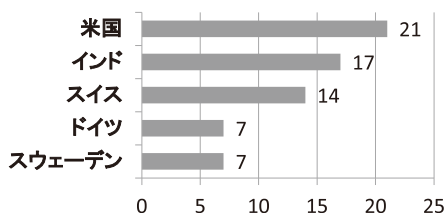


図9 原告国籍の国別件数

て、ドイツ、スウェーデンが多い。

(6) 出訴日から仮処分日までの日数、出訴日から終結日までの日数

次に、「JETRO報告書」で仮処分日の記載がある44件について、出訴日から仮処分日までの日数の統計データを出訴年ごとに算出した結果を表2に示す。平均日数は、出訴年ごとの対象件数について出訴日から仮処分日までの日数の平均値をとったものである。出訴年によって対象件数に差はあるが、平均日数は3～7日であった。併せて、出訴年ごとの対象件数の中での

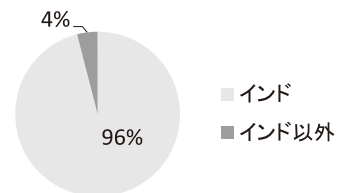


図10 被告の国籍比率

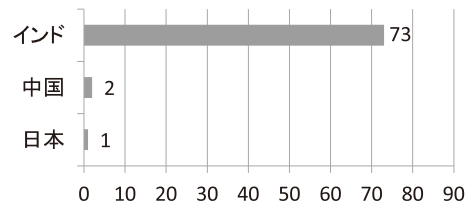


図11 被告国籍の国別件数

表1 優先権主張国（発明創出国）

順位	優先権主張国	件数
1	米国	22
2	ドイツ	9
3	スウェーデン	4

表2 出訴日から仮処分日までの日数

出訴年	対象件数	平均日数	最短日数	最長日数
2013	10	3	1	6
2014	20	7	1	38
2015	14	7	1	75

最短・最長日数も示す。

また、「JETRO報告書」で終結日²²⁾の記載がある21件についても同様に起訴日から終結日までの日数の統計データを算出した結果を表3に示す。起訴年が2015年の場合、平均日数は2013年、2014年に比べて3分の1以下であった。

表3 起訴日から終結日までの日数

起訴年	対象件数	平均日数	最短日数	最長日数
2013	8	338	11	542
2014	7	222	25	468
2015	6	64	1	209

(7) 提訴件数上位5社と年平均インド出願数

次に、調査対象の76件中、提訴件数上位5社の提訴件数とその年平均インド出願数（2011年から2015年までの平均）を図12に示す。

企業によって出願数は異なるが、製薬分野の企業と通信分野の企業で差があることがわかる。（製薬分野の企業：2.6～180.8件、通信分野の企業：411.8件）

(8) 技術分野別の地域別出願国数

前項で、提訴件数上位5社の中で製薬分野と通信分野による出願数の違いを述べたが、続いて技術分野毎の出願地域と該地域での出願国数を調べた。その対象は訴訟対象特許の特許番号

が明らかになっており、かつ該特許に関連する他国出願（ファミリー）が存在する34件とした。結果を図13に示す。

本結果から、製薬分野及び通信分野で訴訟対象特許となったものは出願を行う地域が多いことがわかる。重要案件として各地域でファミリーの特許出願を行ったことが窺える。また、製薬分野は各地域での出願国数が多く、図12の結果と併せて考えると、1国あたりの出願数は少ないが、1つの出願を多くの国に万遍なく出願していることがわかる。

(9) 訴訟代理人の分布

次に、訴訟代理人の事務所について記載する。事務所名が判明した73件における原告代理件数が上位の事務所と担当した技術分野を表4に示す。

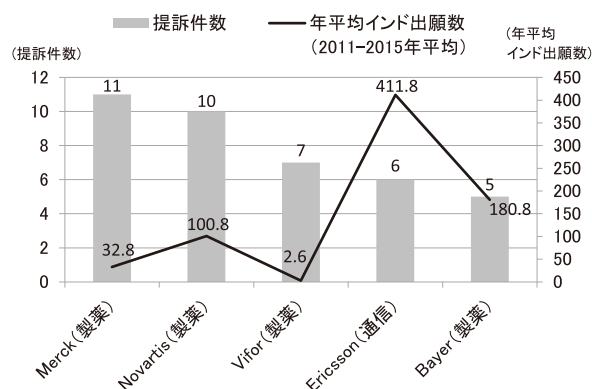


図12 提訴件数上位5社と年平均インド出願数

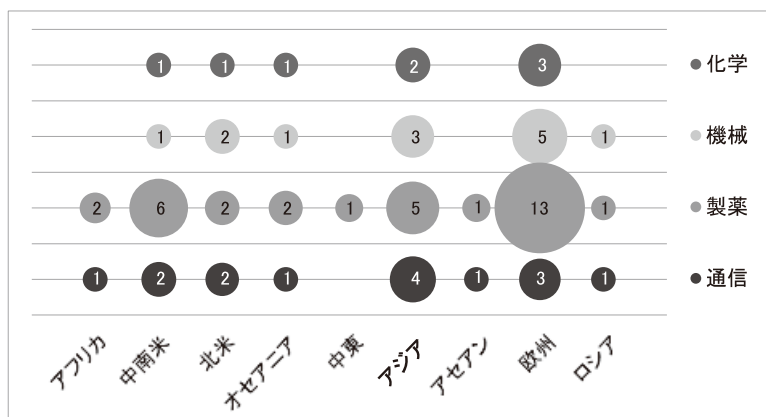


図13 技術分野別の地域別出願国数

表4 原告代理件数上位の事務所と技術分野

事務所名	代理件数	技術分野
ANAND & ANAND	41	製薬, 通信, 化学, 電気
MAMTA JHA	6	製薬
SINGH & SINGH	5	通信

代理件数の最も多いANAND & ANAND事務所²³⁾は、製薬、通信、化学、電気と幅広い分野の代理を行っている。また、2位のMAMTA JHA事務所²⁴⁾は製薬分野、3位のSINGH & SINGH事務所²⁵⁾は通信分野の代理を行っている。

また、事務所名が判明した37件における被告代理件数が上位の事務所と担当した技術分野を表5に示す。SINGH & SINGH事務所とK&S PARTNERS事務所²⁶⁾が被告代理件数の上位であった。

表5 被告代理件数上位の事務所と技術分野

事務所名	代理件数	技術分野
SINGH & SINGH	4	製薬
K & S PARTNERS	4	通信, 製薬

原告代理、被告代理全体を通して、訴訟に参与している件数としては、ANAND & ANAND事務所が最も多い。また、SINGH & SINGH事務所は、原告代理は通信分野、被告代理は製薬分野というように、異なる分野で原告、被告の両面から訴訟に参与している。

5.3 調査結果の考察

上述した調査結果から、インドでは製薬分野と通信分野の特許訴訟が多いことが分かった。これはインドの産業構造や市場などのビジネス環境が大いに関係しているものと思われる。

(1) 製薬分野について

製薬分野については、「物質特許」を認めな

かった2005年以前の特許法の時代から、インド国内では、先進企業の新薬をリバースエンジニアリングし、ジェネリック医薬品を製造する製薬産業が発展した。その結果、「世界の製薬工場」としてジェネリック医薬品を世界市場に輸出する産業モデルを築いている。インド国内市場においてもジェネリック医薬品が大部分(72%)を占めており、Merck社やNovartis社などの世界的製薬企業の医薬品の市場シェアは相対的に小さい²⁷⁾。

図12の提訴件数上位5社のうち4社に世界的製薬企業が並ぶことから、これら企業がインドのジェネリック医薬品メーカーを相手に多くの特許訴訟を提起し、戦略的にインド特許訴訟を活用している実態が調査結果に反映されているものと思われる。また、これら世界的製薬企業のインド特許訴訟の訴訟対象特許を調べると、インド以外を優先権主張国としているものが大部分であり、発明の創出、すなわち発明品(医薬)の開発拠点は、インド国外であることが推測される。表1の「優先権主張国(発明創出国)」や図13の「技術分野別の地域別出願国数」の調査結果から、世界的製薬企業は、インド以外で第1国出願した発明をアフリカや中東などの新興国を含めて世界各地域に万遍なく出願している実態も分かった。

(2) 通信分野について

通信分野については、インドにおいて4G通信に対応したスマートフォンの市場が急速に伸びており、2016年第3四半期(7~9月)の出荷台数が3,000万台を超えたとのニュースもある²⁸⁾。出荷台数シェアの上位を構成するのは、Samsung社やLenovo社、Xiaomi社などの韓国・中国メーカーであるが、低価格端末を主力とするインド地場メーカー(Micromax社、Reliance社、Intex社、Lava社など)も一定の市場シェアを獲得している。

通信分野のインド特許訴訟は、図12の提訴件数上位5社にも登場するEricsson社が原告となり、中国メーカー、インド地場メーカーを被告とするものが多かった。Ericsson社が積極的にインド特許訴訟を活用しているものと推測される。

Ericsson社が同じ特許群（8件の特許）を用いて、異なる相手に訴訟を提起した事件を表6に示す。

表6 Ericsson社が提訴した事件

事件番号	被告	被告国籍	特許番号
CS (OS) 442/2013	Mercury Electronics & Anr	インド	①203034 ②203036
CS (OS) 3775/2014	Xiaomi Technology & Ors	中国	③234157 ④203686 ⑤213723
CS (OS) 764/2015	Lava International	インド	⑥229632 ⑦240471
CS (OS) 2501/2015	Best It World India Pvt Ltd	インド	⑧241747

そのうち、表6の被告Mercury社の事件では、連帯被告のMicromax社に対し、FRAND宣言でライセンス料を支払うという命令も出されている。

また、同じ特許群によるかどうかは不明だが、同じ時期に、Ericsson社が特許使用料の算出方法をめぐる論争を解決するために、Apple社、Samsung社にも訴訟を提起しているようである。

一般的に、標準規格に準拠している製品であれば、標準規格必須特許の実施の蓋然性が非常に高いと思われる。侵害メーカーが自社製品の取り扱い説明書に「××標準規格準拠」と記載していれば、権利者は被疑侵害製品自体を入手していなくても侵害立証が容易であると考えられる。そのため、通信分野では特許権者にとって特許侵害の主張や立証の負担が小さく、訴訟を提起しやすい。これもEricsson社が複数の訴

訟を同時に起こした理由の一つではないかと考えられる。

また、今回調査したインド特許訴訟のなかで、注目される原告としてはVringo Infrastructure Inc & Anr（米国）（以下、Vringo社という。）が挙げられる。Vringo社がインドで複数の相手に訴訟を提起した事件を表7に示す。

Vringo社は、現在実質的にはいわゆるNPE（Non-Practicing Entity）となっており、Nokia社等の通信メーカーから特許を買い取り、インドで複数の特許訴訟も起こし、権利行使を行っている。この会社はGoogle社等の各社を権利侵害で米国において訴えているようであるが²⁹⁾、米国以外の国でも活動していることは意外であった。

表7 Vringo社が提訴した事件

事件番号	被告	被告国籍
CS (OS) 2168/2013	Xu Dejun & Ors	インド
CS (OS) 1050/2014	Nuage Techsol Pvt Ltd	インド
CS (OS) 314/2014	Indiamart Intermesh Ltd & Ors	インド

一方、被告については、以下のデータが興味深い。Ericsson社が提訴した事件の被告であるXiaomi Technology & Ors（中国）（以下、Xiaomi社という。）の年別のインド出願数を表8に示す。

表8 Xiaomi社の年別のインド出願数

出願年	2011	2012	2013	2014	2015
出願件数	0	0	0	55	201

Xiaomi社は2014年より前にはインドに特許出願をしなかったが、訴訟を提起された2014年から急激に出願数を増やしている。訴訟を受けたことが何らかの契機になったことが窺える。

6. おわりに

本小委員会では、デリー高裁及びムンバイ高裁の事件DBから、近年の特許訴訟の事件データを調査し、他の情報（特許情報、Web情報）と合わせて分析を行った。

インド知財訴訟の中では、商標権・著作権の訴訟が全体の9割以上を占め、特許訴訟が占める割合は数%にとどまるため、この統計データだけを見れば、インドの司法環境は、まだ特許訴訟の有用性に目を向ける段階ではないとの結論にもなりかねない。しかし、この少数割合のインド特許訴訟にクローズアップして調査した結果、現状、インド特許訴訟においては、製薬分野や通信分野の訴訟が多く、欧米の原告企業がインド国内の被告企業に対して権利行使を行っている興味深い実態が明らかになった。このほか、いわゆるNPEもインド特許訴訟を利用していた実態があったことは注目に値する。また、2013年から2015年までの少ない調査母集団データではあるが、今回の調査条件の下で調べた範囲では、デリー高裁やムンバイ高裁において、出訴日から仮処分日までの平均日数は3～7日と短く（最短は1日）、出訴日から終結日までの平均日数も年ごとに短くなっている傾向にあることが分かった。

これらの実態から、欧米企業は、ビジネス環境とインド司法制度の特色を的確にとらえ、インド特許訴訟を知財戦略的に有用なものとして活用しているように思われる。日本企業としても参考になる部分が多いと思われる。

本稿の調査・研究が、インド市場に進出を考える日本企業にとって効果的なインド知財戦略を策定する際の一助となれば幸いである。

なお本稿は、2016年度国際第4委員会第1小委員会のメンバーである、高村公啓（東日本旅客鉄道；副委員長）、朝戸久美子（東レ）、麻生暢子（クラレ）、家入久栄（三菱電機）、宗朱沙（富

士通）、栗澤佳幸（リコー）、中村直人（大日本印刷）が執筆した。

注 記

- 1) 在インド日本国大使館・ジェトロ「インド進出日系企業リスト」（2016年2月）
http://www.in.emb-japan.go.jp/Japanese/2015j_co_list.pdf
- 2) インド特許意匠商標総局 アニュアルレポート 2014-2015 p.34
http://www.ipindia.nic.in/writereaddata/Portal/IPOAnnualReport/1_54_1_AnnualReport_English_2014_2015.pdf
- 3) 日印経済委員会「インドの知財権保護と実施：実用的な提示と戦略」セミナー資料（「インドの法律と司法制度及び知財権」）
- 4) インド 紛争解決 | 弁護士法人マーキュリー・ジェネラル
<http://www.mercury-law.com/india-funsou>
- 5) 独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）ニューデリー事務所 知的財産部「インド商事裁判制度に関する報告書 2016年8月」
https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Reports/02/2016/b144db8e9cdd07f3/rP_in_tradingtrial_report_201608.pdf
- 6) 今浦陽恵, 情報管理, Vol. 57, No. 12, pp. 924-927 (2014)
https://www.jstage.jst.go.jp/article/johokanri/57/12/57_924/_html/-char/ja/#sec04
- 7) 独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）「インドにおける効果的な模倣対策の検討—現地報告と事例紹介をベースとして—」
- 8) 独立行政法人日本貿易振興機構 「インド知財訴訟・審判報告書（第1号：2013年3月～2013年4月）」
https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/in/ip/pdf/ip_report_201303-04_201409.pdf
- 9) 独立行政法人日本貿易振興機構 「インド知財訴訟・審判報告書（第2号：2013年5月～2013年6月）」
https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/in/ip/pdf/ip_report_201305-06_201409.pdf
- 10) 独立行政法人日本貿易振興機構 「インド知財訴訟・審判報告書（第3号：2013年7月～2013年

- 8月)」
https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/in/ip/pdf/ip_report_201307-08_201409.pdf
- 11) 独立行政法人日本貿易振興機構 「インド知財訴訟・審判報告書(第4号:2013年9月~2013年10月)」
https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/in/ip/pdf/ip_report_201309-10_201409.pdf
- 12) 独立行政法人日本貿易振興機構 「インド知財訴訟・審判報告書(第5号:2013年11月~2013年12月)」
https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/in/ip/pdf/ip_report_201311-12_201412.pdf
- 13) 独立行政法人日本貿易振興機構 「インド知財訴訟・審判報告書(第6号:2014年1月~2014年2月)」
https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/in/ip/pdf/ip_report_201401-02_201412.pdf
- 14) 独立行政法人日本貿易振興機構 「インド知財訴訟・審判報告書(第7号:2014年3月~2014年4月)」
https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/in/ip/pdf/ip_report_201403-04_201505.pdf
- 15) 独立行政法人日本貿易振興機構 「インド知財訴訟統計報告書2014年版(2014年1月-12月)」
https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/in/ip/pdf/stat_2014.pdf
- 16) 独立行政法人日本貿易振興機構 「インド知財訴訟統計報告書2015年版(2015年1月-12月)」
https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/in/ip/pdf/stat_2015.pdf
- 17) <http://delhihighcourt.nic.in/>
- 18) <http://bombayhighcourt.nic.in/>
- 19) 事件DBにおいて訴訟記録がテキストファイルやpdfファイルで見られるが、日本の裁判所データベースのように判決文が掲載されているわけではない。裁判所と訴訟代理人との通信や期日決定命令などの訴訟記録データが多く、訴状や答弁書など重要な訴訟記録データはあまり完備されていない。
- 20) インド特許庁「インド特許検索システム」
<http://ipindiaservices.gov.in/publicsearch/>
- 21) 欧州特許庁「Espacenet」
<https://worldwide.espacenet.com/>
- 22) 「JETRO報告書」では、「判決日」として記載されているが、判決内容に原告勝訴・敗訴以外に和解や取下も含んでいるため、本稿では「終結日」として表記する。
- 23) ANAND & ANAND
<http://www.anandandanand.com/>
- 24) MAMTA JHAは事務所ホームページなし。
- 25) SINGH & SINGH
<http://www.singhandsingh.com>
- 26) K&S PARTNERS
<http://www.knspartners.com/kns.html>
- 27) 三森八重子, 知財管理, Vol.66, No.9, pp.1083~1092 (2016)
- 28) 日経BP社ITPro
<http://itpro.nikkeibp.co.jp/atcl/news/16/111703417/?rt=nocnt>
- 29) <http://marketingland.com/google-wins-patent-infringement-appeal-vringo-96291>
(URLの参照日は全て2017年2月1日)

(原稿受領日 2017年3月29日)